

# 新税の必要性等について

---

# 税に関する議論の役割分担

◎：主に検討 ○：確認・必要に応じて検討

主な論点	審議会	税制研究会
税導入の必要性	◎	○
内、規制（税以外の手法）等による森林開発抑制の限界	◎	◎
再エネ計画との整合性	◎	
課税による誘導先	◎	○
用途	◎	○
課税客体	○	◎
内、対象エネ種	◎	○
内、森林開発面積の下限	◎	○
課税標準	○	◎
納税義務者	○	◎
税率	○	◎
徴収方法	○	◎
非課税事項	◎	◎
課税を行う期間	○	◎
骨子案	◎	○
最終案	◎	○

税制研究会の意見を踏まえ審議会で議論



◆ 新税の目的

再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と、平野の未利用地などへの適地誘導を図り、地域と共生する再エネ発電施設の設置を促進すること。



➤ 政策目的の実現手段として税を導入する場合には、税以外により適切な手段がないか、税を手段とすることがふさわしいものであるか等を検討する必要がある。



第2回税制研究会では……

1. 政策目的の実現（再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と平野の未利用地などへの適地誘導）の手段として、税以外により適切な手段はないか。
2. 財源調達の手段として、税以外により適切な手段はないか。  
を検討した。

また、・森林という場所における資産所有に着目した税であること

・再エネ発電施設という償却資産の所有に一定の担税力を見出せること 等という背景から……

3. 財産税と考え、課税客体を「森林の開発区域内に設置した再エネ発電施設」とし、納税義務者を「その施設の所有者」とすることが適当ではないか。  
と整理した。



その内容を前提に、今回は……

4. 税の導入により得られる利益と失われる利益を比較検討し、税を導入することが適切であるといえるか。（【論点1】）
5. 森林の開発区域内に設置される再エネ発電施設に限って新たな税負担を求めることから、その合理的理由があるか。（【論点2】）  
を検討する。

# 税の導入により得られる利益と失われる利益【論点1】

## 得られる利益

- 再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制

森林の多面的機能(土砂災害の防止、自然環境の保全、景観等)の保全

- 再エネ発電施設の適地誘導  
県民の理解を得た再エネ推進



- 地域との共生に向けた枠組みの設定

## 失われる利益

- 課税区域における再エネ推進とそこで得られるはずの電力

県民の理解を得ることができない事業については、税の導入にかかわらず、事業実施が実質的に困難となっているものもある。

再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と再エネ発電施設の適地誘導が、県民全体の利益につながるものであることからすれば、得られる利益を重視し、税を導入することが適切ではないか。

## 再エネ発電施設に限って新たな税負担を求める合理的な理由①【論点2】

### —地域との共生に向けた枠組みの設定—

- ◆ 国において脱炭素社会の形成を目指しているところであり、県としても再エネ発電事業の推進は必要不可欠な政策である。



- 大規模な森林開発を伴う再エネ発電事業が地域の理解を得ることなく実施されることは、再エネ発電事業全体に対する県民の反対や懸念につながり、今後の再エネ推進を実質的に困難にするおそれがある。

法令等に基づき促進区域等の適地が設定されることになるが……



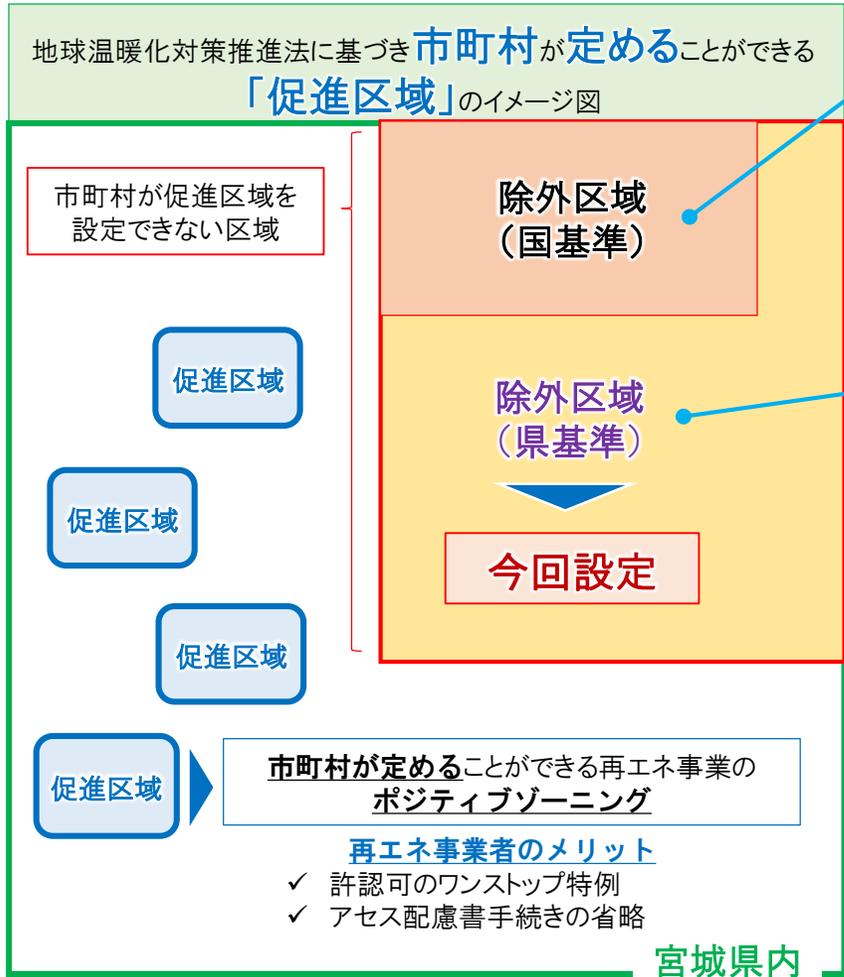
- 税の導入という手法を用いて、地域との共生に向けた枠組み（温対法に基づく促進区域等の適地のゾーニング）を実効性あるものとし、再エネ発電事業の適切なあり方を明確化することで、県民の理解が促進されるとともに、再エネ発電事業の円滑な実施が可能となり、結果として**全体的な再エネ推進**が図られる。



地域と共生した再エネ発電事業の実施を可能とし、全体的な再エネ推進を図ることは、再エネ事業者の利益につながるものであり、合理的な理由の一つになるのではないかと。

「(仮称)みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」(最終案)の概要 (抜粋)

VII 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する基準 (本編7関連)



**除外区域(国基準)** 全てのエネルギー種が対象

- 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(自然環境保全法)※
- 国立・国定公園の特別保護地区, 海域公園地区等(自然公園法)
- 国指定鳥獣保護区の特別保護地区(鳥獣保護法)
- 生息地等保護区の管理地区(種の保存法)※

※県内該当なし

**除外区域(県基準)** 全てのエネルギー種が対象

- 砂防指定地(砂防法)
- 保安林(森林法)
- 国立・国定・県立公園の特別地域(自然公園法・県立自然公園条例)
- 地すべり防止区域(地すべり等防止法)
- 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)
- 土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)
- 県指定鳥獣保護区の特別保護地区(鳥獣保護法)
- 自然環境保全地域の特別地区(自然環境保全条例)
- 水道水源特定保全地域(ふるさと宮城の水循環保全条例)

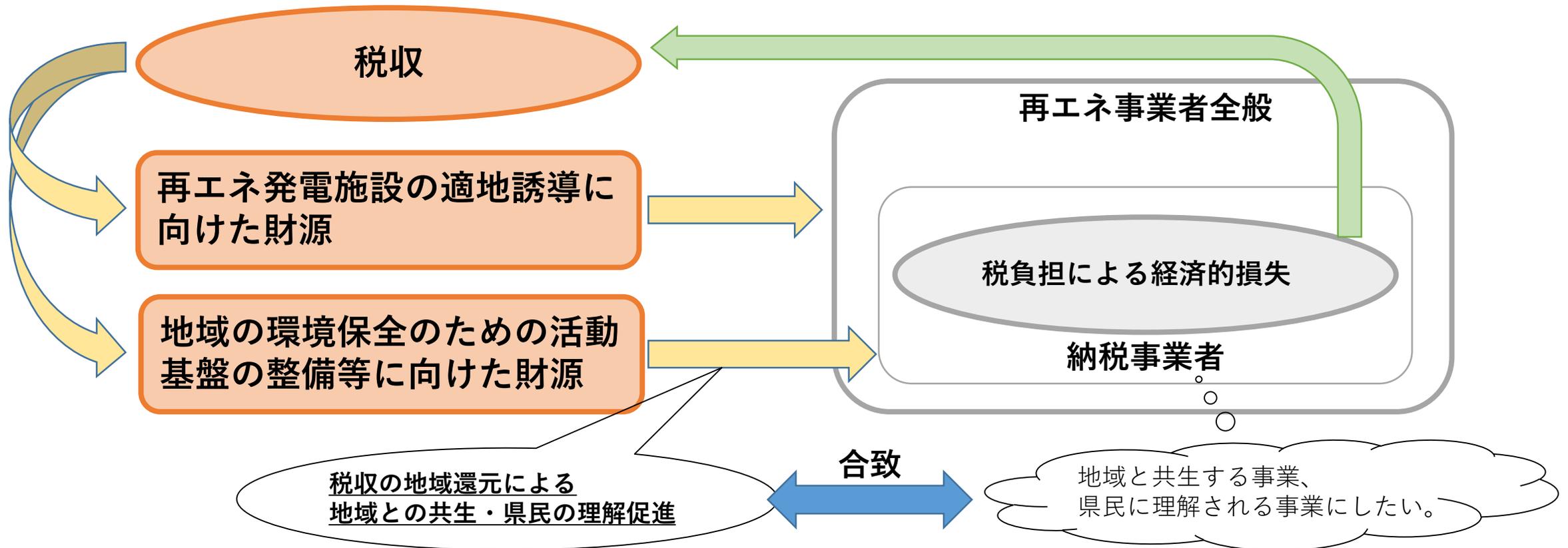
※下線は国基準では「配慮が必要な区域」としているが、引き上げて「除外区域」に設定したもの

促進区域における環境配慮事項等については、必要に応じて別途規定

## 再エネ発電施設に限って新たな税負担を求める合理的な理由②【論点2】

— 税収の使途として還元される仕組み —

- ◆ 森林の開発区域内に設置した再エネ発電施設を所有する事業者の「税負担による経済的損失」は、税収として「再エネ発電施設の適地誘導に向けた財源」、「地域の環境保全のための活動基盤の整備等に向けた財源」となり、再エネ発電事業全般や事業者自身のために用いられることになる。



## ◆ 新税の使途

再エネ発電施設の適地誘導策のほか、地域の環境保全のための活動基盤の整備等の財源として使用することを想定しており、多額の財政需要が見込まれる。

### 【現時点の使途の想定】

#### 再エネ発電施設の適地誘導策

使途
遊休地や事業所への自家消費型再エネ施設の大規模導入支援（収益納付型補助、融資等）
次世代太陽光発電などイノベーションによる新たな導入モデル形成（実証、補助等）
洋上風力発電の促進に向けた支援
バイオマス発電などの資源循環型再エネ発電事業に取り組み地域への支援強化

#### 地域の環境保全のための活動基盤の整備等

使途
課税された発電事業の立地市町村の財政需要に応じた地域の環境保全等のための取組支援
開発により失われた森林の代替となる再造林

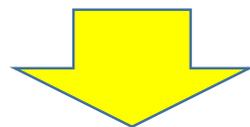


新たな税負担を求める事業者に対して、間接的ではあるものの、税収の使途として還元される仕組みであることは、合理的な理由の一つになるではないか。

(参考) 抑制・誘導の目的が内在する税のうち課税対象を限定している例

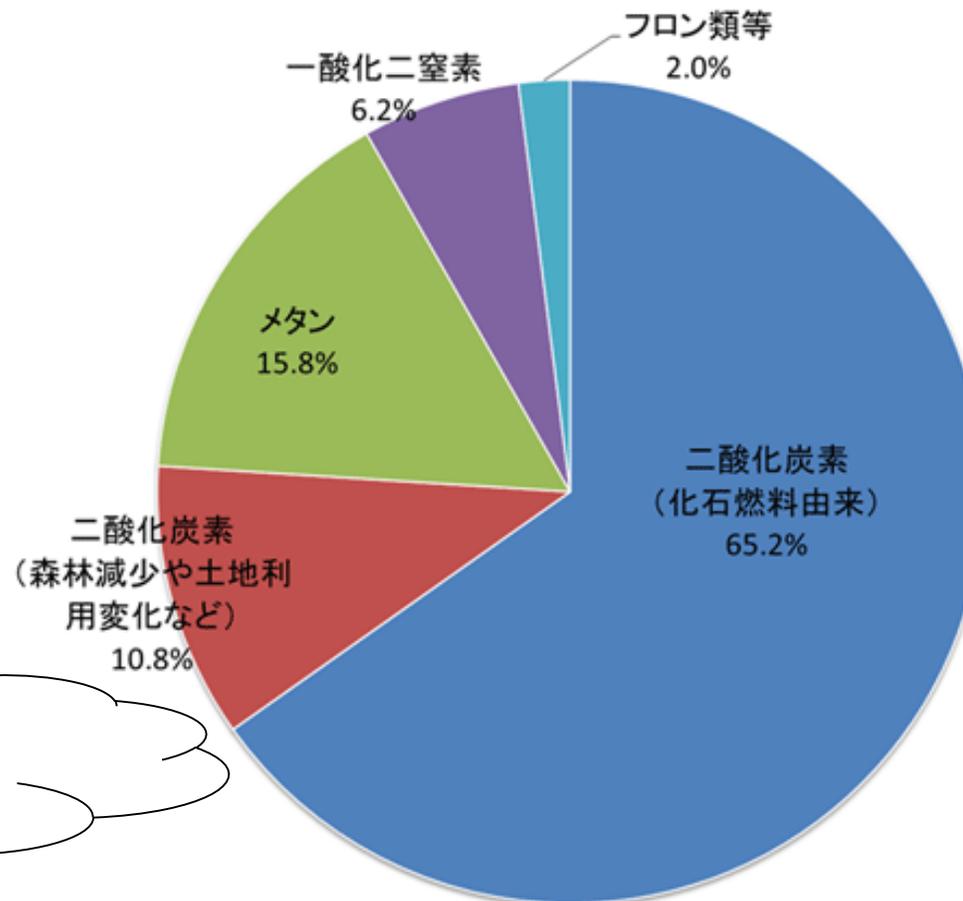
## 地球温暖化対策のための税

課税による経済的インセンティブを活用して化石燃料に由来するCO<sub>2</sub>の排出抑制を進めるとともに、その税金を活用して再生可能エネルギーや省エネ対策を始めとするエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制対策を強化するために、平成24年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」が創設されました。(「地球温暖化対策のための税の導入」環境省HPより)



右のグラフのように様々な温室効果ガスがあるが……

温室効果ガスのうち、化石燃料に由来する二酸化炭素に課税対象を限定している。



温室効果ガスの種類 (気象庁HPより)